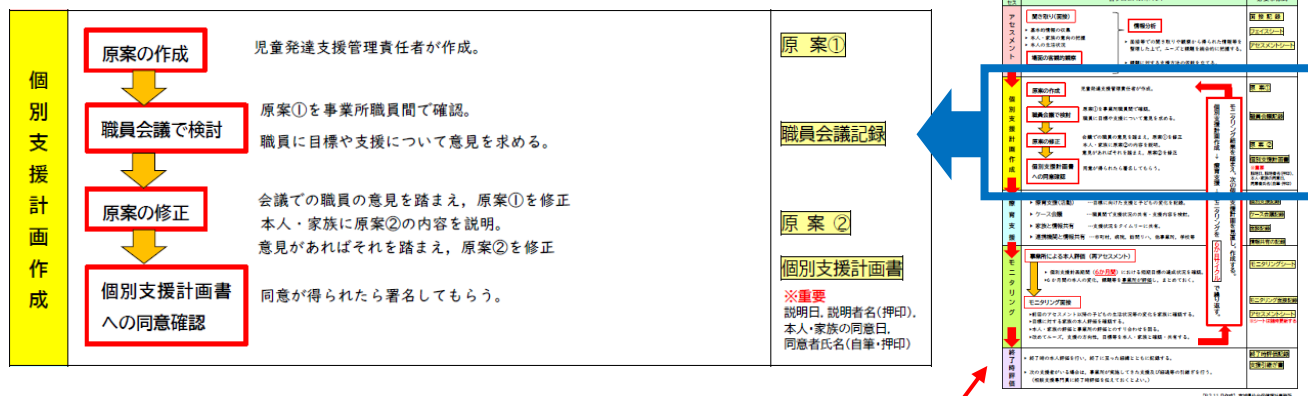


こども支援アセスメント通信 vol.2



個別支援計画の作成には「作成された計画書は本人・家族の同意を得る」というプロセスが重要なことは皆さんご存じかと思いますが、本人・家族からの同意を得る前に目標や支援方針の内容について事業所の職員間で合意形成を図るプロセスが必須であることは「よく知らなかった」という事業所が多いようです。

今回は「個別支援計画書が完成するまでのプロセス」について確認していきます。



① 計画の「原案」を作成する

個別支援計画は、児童発達支援管理責任者（児発管）がアセスメントの分析をもとに、個々のニーズや課題を解決するための具体的な目標、事業所としての支援方針を考えて作成します。

計画書には必ず記載しなければならない項目があります。

① 本人と家族の生活に対する 意向	意向は必ず記載します。意向と支援目標は一致するものとは限りません。
② 本人に対する総合的な 支援目標 とその 達成時期	長期目標は1年、短期目標は6か月が一般的ですが、個々の状況により、短期目標は3か月～6か月の短期間で設定されることもあります。
③ 生活全般の質を向上させるための 課題	短期目標(6か月)達成に向けて解決していく課題を具体的に記載します。
④ サービスの 具体的内容	③の課題を解決するための事業所の支援方法を具体的に記載します。
⑤ サービスを提供する上での 留意事項	④の支援の中で必要とされる配慮や留意点を記載します。

これらの項目を踏まえて児発管が作成した計画書は、この時点ではまだ「原案」です。（原案①とします）本人・家族に提示する前に、まずは実際に支援にあたる事業所職員間で合意形成を図ることが重要です。

② 事業所職員間で「原案①」を検討

原案①の支援目標や具体的支援の内容と、事業所職員が日々の支援の中で実感するお子さんの見立て（評価）との間にズレが生じると、計画書に沿った支援展開・実践が実際には難しくなってしまいます。そうならないよう職員会議で原案①について職員同士の意見を出し合い、原案①を修正することが必要です。ここで職員の意見を反映し修正された計画書を「原案②」とします。

この原案修正プロセスの「職員会議記録」、「原案①」及び「原案②」は、支援の記録として必要になります。特に原案①を修正の際に上書きで消してしまわないように気をつけてください。

③ 本人・家族に「原案②」を説明

事業所職員の同意を得られた原案②は、ここでやっと本人・家族に提示することができます。児発管は、目標や支援方針について本人・家族に分かりやすく説明するとともに、本人・家族の思いとのズレがないかを確認し、本人・家族の同意が得られるまで原案②の修正、説明を丁寧に繰り返します。

本人・家族の同意が得られたものを「個別支援計画書」として交付し、同意日以降のサービス提供が可能になります。計画書には最後に説明した日付と説明者である児発管の署名・押印、同意した日付と同意者である本人・家族の署名・押印があることがとても重要になります。

プロセスそのものが重要な支援

「サービス提供までの短期間でこれらのプロセスを踏むことは現実的に難しい」と思われる方もいます。しかしお子さんの目標達成に向けたサービス提供では、本人・家族、事業所職員が支援の方向性を共有することがとても重要なので、たとえ家族等から「できるだけ早くサービスを利用させてほしい」と懇願されたとしても、事業所は互いの合意形成を図るプロセスを抜きにしてサービスを提供することはできません。このことを家族や相談支援専門員にご理解いただき、余裕を持ってサービス利用の申請をされるよう日頃からの周知が必要です。

個別支援計画書は計画書の記載内容に注目されがちですが、実は作成するプロセス自体がとても重要な支援となっていることを再確認していただければと思います。

「デマンド」「ニーズ」「意向」をどのように考えますか？

支援計画の中でよく出てくる「デマンド」「ニーズ」「意向」の言葉。これらの言葉は意味が似ているために混同して使われがちです。それぞれの意味とその考え方について整理してみました。

ワード	意味	具体例
デマンド	要求。こうしてほしいと思うこと。望むこと。 →本人・家族の主観的な要求、要望。	【本人】（本人からの聞き取りは難しい状況） 【家族】 友達と仲良く過ごしてほしい。
ニーズ	必要なこと。満たされなければいけないもの。 →アセスメントの客観的分析で把握した、本人・家族にとって必要なこと。	【観察】 発語なし。他児のおもちゃを取ってトラブルになりやすい。 【ニーズ】 自分の気持ちを伝えられる方法を身につけること。
意向	自分がこれからどうしたいかという考え。	【家族】 友達に自分の気持ちを伝えられるようになってもらいたい。

デマンドとニーズの両方を提示し、本人・家族が改めてやっぱりこのようになりたい（なってもらいたい）と考えたことを「意向」に記載した方が、次の目標設定につなげやすくなります。

- ★ 次回は、「目標設定の考え方」についてお伝えします。
- ★ 目標設定で実際に悩んでいる事例や聞いてみたいことを募集します。お気軽にメール・FAXでこちらまで送ってください。

[発行・問い合わせ先]

宮城県仙台保健福祉事務所 健康づくり支援班
〒985-0003 宮城県塩竈市北浜4丁目8-15
TEL/FAX: 022-363-5503 / 022-362-6161
メール sdhwfzke@pref.miyagi.lg.jp